

所 属	商工労働部 企業誘致課		
担当(係)名	企業誘致担当	内線	3084
	立地支援担当		3083

成長産業等の集積に向けた企業誘致の推進

- 1 事業費 【財源内訳】 【主な用途】
 1,750,205 一般財源 1,750,205 負担金、補助及び交付金 1,743,800
 (前年度 986,515) (立地企業に対する助成等)

2 背景・現状

リーマン・ショック以降、全国的に企業の設備投資が冷え込む中、今後大きな成長が見込まれる新エネルギー・航空機関連産業や景気変動の影響を比較的受けにくいとされる食料品・医薬品関連産業等を重点ターゲットとした戦略性のある、きめ細かな企業誘致を推進するとともに、企業ニーズを的確に捉えた工業団地開発を行うことが必要である。

3 事業目的

地域産業基盤を強化し、雇用の創出と税源の涵養を図るため、地域の特性・強みを生かして成長力・競争力の高い企業に重点を置いた企業誘致を推進する。

4 事業概要

- (1) 戦略的かつきめ細かな企業誘致活動等の実施 (6,170)
- ・新エネルギー・航空機関連産業や食料品・医薬品関連産業等を重点ターゲットに、設備投資情報の収集、県内工場用地の情報提供を実施
 - ・進出企業の追加投資の促進や県内企業の県外流出防止のため、県内企業に対するきめ細かな企業訪問を強化
- (2) 用地開発に対する支援と市町村等との連携強化 (235)
- ・必要な時期に必要な用地を企業に提供できるよう市町村・民間が行う団地造成に対する相談やノウハウの提供等をワンストップで実施
 - ・企業立地促進法に基づく地域活性化協議会を開催し、市町村や商工団体等との情報共有・意見交換等を実施
- (3) 「企業立地促進事業補助金」による企業進出の促進 (1,743,425)
- ・進出企業の事業所設置に係る初期投下固定資産取得費等に対して助成

【補助制度の概要】

- ・対象業種 ①技術先端産業、②コールセンター等、③一般製造業
- ・補助内容 ア 初期投下固定資産取得費の10分の1以内(限度額10億円。ただし、県営工業団地以外の場合は5億円)
 イ 事業所賃借料及び通信回線使用料の2分の1以内、新規地元常用雇用者1名につき30万円(限度額3億円、60ヶ月の通算額)(*事業所を賃借する場合(上記②の事業に限る))

(4) 進出企業と地元企業とのビジネス交流の促進 (375)

- ・工業団地の協議会等が行う進出企業と地元企業とのビジネスマッチング事業等に対して助成し、取引の開始・拡大や進出企業の地元定着を支援

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費 (目) (5) 企業立地対策費
 (明細書事業名) ○企業誘致等活動費
 企業誘致活動事業費
 企業立地促進法基本計画推進事業費
 企業立地促進事業補助金